

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第5号の概要

請求内容	汚職事件に係る元職員の上司の懲戒処分の公文書
所管課	行財政局人事部人事課
所管課の決定	不存在による非公開決定
所管課の主張	<p>1 元職員の上司に対する懲戒処分について</p> <p>汚職事件を起こした元職員の行為は、職の公正性を疑わしめ、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させたものであるが、当該元職員の行為の全容を解明したうえでなければ、上司の管理監督責任の有無や程度についての的確な判断ができないことから、これまで上司に対する処分は行っていない。</p> <p>2 対策委員会の設置について</p> <p>京都市では、本件汚職事件を受けて、都市計画局収賄容疑事件対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、現在、事件の全容、原因、再発防止策等を取りまとめるための調査を行っているところであり、上司に対し懲戒処分を行うかどうかについても、調査により事件の全容が判明した際に、管理監督責任の不行届の有無によって判断される。</p> <p>3 したがって、公文書公開請求時点で上司に対する処分を行っていないので、請求に係る公文書は作成していない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 元職員の処分説明書によれば、元職員の行為が市政に対する市民の信頼を著しく失墜させたとあるが、これは上司にも該当するものであり、上司の管理監督責任は極めて重い。</p> <p>したがって、上司への懲戒処分の文書は存在するはずである。</p> <p>2 平成14年の収賄容疑事件後の改善策の上司の責務が生かされておらず、元職員に懲戒処分が下されているのに、上司の懲戒処分文書がないのはおかしい。</p>
審査会の判断	<p>1 非違行為を行った職員に懲戒処分を行う時点で、上司の管理監督責任が明確な場合は別として、本件のような事案については、元職員の行為の全容を解明したうえでなければ、上司の監督責任の有無や程度についての的確な判断を行うことができないという実施機関の説明には合理性があると認められる。</p> <p>2 本件の公文書公開請求が行われた時点では、事件の全容を調査している途中であるため、上司に対する懲戒処分が行われておらず、したがって、当該懲戒処分に係る公文書が存在しないという点について、特に不合理な点は認められない。</p>